

TMI 中国最新法令情報 —(2021年2月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン	
(2) 企業名称登記管理規定 (改正)	
(3) 中華人民共和国行政処罰法 (改正)	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	10
(第1回 中国での企業買収の在り方)	
三. 中国法務の現場より	16
(1) 半年春節の過ごし方	
(2) 現場対応の醍醐味	

一. 中国最新法令（2021年1月中旬～2021年2月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン¹

国務院独占禁止委員会 2021年2月7日公布、同日施行

① 背景

昨今、中国におけるネット上の取引や決済は年々増加し、中国大手ネットワークサービス業者による影響力が生活の隅々まで浸透している。一方、中国のECプラットフォームの事業者が取引先に対し他のプラットフォームでの販売を制限する「二者択一」という行為や、同じ商品又はサービスでも消費者の購買実績や消費習慣などにより価格を変更するという差別的扱いなど問題も日増しに増えている。

それらの問題に対し、昨年12月に開催された2021年中国の経済発展方針を決める中央経済工作会議では、「独占禁止及び資本の無秩序な拡張の防止」が、2021年の経済分野における重点課題の一つとして挙げられ、中国政府は大手ネットワークサービス業者による市場独占や不当競争に堅く反対している決意を示している。

従来の伝統的な産業形態と比べ、プラットフォーム経済のビジネスモデルや競争環境は複雑で高い専門性が求められているため、現行の中華人民共和国独占禁止法²（以下「独占禁止法」という。）等の関連法令に基づき、プラットフォーム経済の発展状況、運営特徴や運営仕組みに応じて制定されたプラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、2021年2月7日に国務院独占禁止委員会より公布され、同日施行されることになった。

以下、本ガイドラインの主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 目的

本ガイドラインは、プラットフォーム経済における独占行為を防止し、市場における公正な競争を保護し、消費者の利益と社会の公益を保護するために制定された³。

イ 独占協定の禁止

本ガイドラインは、ECプラットフォームの特徴に基づき、水平型独占協定、垂直型独占協定及びハブ・アンド・スポーク型独占協定⁴について詳しく説明した。独占協定とは、競争を排除もしくは制限する合意、決定又はその他の協調行為をいう。合意や決定は書面や口頭等の形を含むが、仮に明確な合意や決定がない場合でも、データ、アルゴリズム

¹ 「国务院反垄断委员会关于平台经济领域的反垄断指南」

² 「中华人民共和国反垄断法」

³ 本ガイドライン第1条

⁴ ハブ・アンド・スポーク型独占協定（中国語は「轴辐协议」）とは、中心拠点（ハブ）にあるプラットフォームの事業者が市場主権者として価格メカニズム、取引の仕組み、競争の規則等を設定し、拠点（スポーク）に分散されている競争関係のあるプラットフォーム内の事業者がアルゴリズム等の技術ツールを利用することにより独占協定を形成することをいう。

ム、プラットフォーム規則等を利用することにより事実上の一致する行為がある場合には「その他の協調行為」と見なされる⁵。但し、独立意思による価格フォロー等の平行行為はこの限りではないとされており⁶、データ、アルゴリズム等による独占協定を形成するには、意思連絡又は情報交換が必要とされ、単なる協調行為のみで独占協定とは推定されない。

本ガイドラインにて定められた各独占協定は以下のような行為をいう。

水平型独占協定 ⁷
(1) プラットフォームによる価格、販売量、コストやユーザ等情報の収集・交換 (2) 技術手段による意思連絡 (3) データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則等による協調行為の実施
垂直型独占協定 ⁸
(1) 技術手段による価格の自動的設定 (2) プラットフォーム規則による価格の統一 (3) データやアルゴリズムによる価格への直接または間接的制限
ハブ・アンド・スポーク型独占協定 ⁹
競争関係のあるプラットフォーム内の事業者が、プラットフォーム事業者との垂直的関係（プラットフォーム事業者が価格メカニズム、取引の仕組み、競争の規則等を設定）を利用し、又はプラットフォーム事業者が競争関係者に取引制限を形成させることにより、水平型独占協定と同じ効果のあるハブ・アンド・スポーク型協定を形成することができる。

ウ 市場における支配的地位濫用の禁止

本ガイドラインは、プラットフォーム経済の特徴に合わせて、支配的地位の濫用行為を認定・推定するときの審査ポイントについて、詳しく説明した。

審査ポイント1：事業者の市場シェアと関連市場における競争状況 ¹⁰
(1) 事業者の市場シェアを確定するために、取引金額、取引量、売上高、アクティブユーザー人数、クリックレート、サイトの利用時間その他の指標、及び当該市場シェアを維持する時間を勘案して判断される。 (2) 関連市場における競争状況を分析する際に、プラットフォーム市場の発展状況、既存競争者数とその市場シェア、プラットフォーム競争の特徴、プラットフォームの差異程度、規模の経済、潜在的競争者の状況及びイノベーションと技術変化等を勘案して判断される。
審査ポイント2：事業者が市場をコントロールする能力 ¹¹
(1) 川上市場・川下市場又はその他関連市場をコントロールする能力や、他の事業者の関連市場への進出を阻害し、又は影響を及ぼす能力 (2) 関連プラットフォームのビジネスモデル、ネットワーク効果 (3) 価格、クリックレート又はその他の取引条件を決定し、又は影響を及ぼす能力等を勘案して判断される。
審査ポイント3：事業者の資金力と技術力 ¹²

⁵ 本ガイドライン第5条

⁶ 本ガイドライン第5条

⁷ 本ガイドライン第6条

⁸ 本ガイドライン第7条

⁹ 本ガイドライン第8条

¹⁰ 本ガイドライン第11条（一）

¹¹ 本ガイドライン第11条（二）

¹² 本ガイドライン第11条（三）

(1) 当該事業者の出資者状況、資産規模、資本金の出所、収益性、融資能力、技術のイノベーションと活用能力、知財の保有状況、データ情報の活用能力

(2) 事業者の資金力と技術力がいかに業務拡張もしくは市場地位の維持を促すか等を勘案して判断される。

審査ポイント4：他の事業者の当該事業者に対する取引依存度¹³

(1) 他の事業者と当該事業者との取引関係、取引量、取引の継続時間、ロックイン効果、ユーザ依存度

(2) 他の事業者が他のプラットフォームへの切り替え可能性及び切り替えコスト等を勘案して判断される。

審査ポイント5：他の事業者が関連市場への進出の難易度¹⁴

(1) 市場アクセス、プラットフォームのスケール効果、資金の投入規模、技術の壁及びデータ取得の難易度

(2) ユーザの複数のプラットフォームの利用傾向、ユーザのプラットフォーム切り替えコスト、ユーザの習慣等を勘案して判断される。

本ガイドラインは、プラットフォーム経済における支配的地位の濫用行為について、詳しく説明した。特に、近年話題になっている「二者択一」、データの不正利用、差別的扱い等が禁止対象として明文化されている。

1. 不公平な価格行為¹⁵

同一又は類似する市場条件のもとで不公平な高価格で販売、又は不公平な低価格で購入することは、不公正な価格行為の一つとして挙げられた。

同一又は類似する市場条件であるか否かは、プラットフォームの種類、取引プロセス、原価構成、取引に関する具体的な状況等を勘案して判断される。

2. 原価を下回る価格で販売¹⁶

正当な理由なく原価を下回る価格で競争者を排除した後、不当な利益を獲得するために価格を上げるのは、原価を下回る価格での販売（ダンピング）として挙げられた。

なお、原価を確定するために、各関連市場間の原価と関連している要素を総合的に考慮する必要がある。

3. 取引の拒絶¹⁷

プラットフォーム経済分野における必須施設をコントロールする事業者が、取引先に対し合理的な条件での取引を拒絶するのは、取引拒絶の一つとして挙げられた。

プラットフォームが必須施設であるか否かは、当該プラットフォームがデータを保有する状況、他のプラットフォームの代替可能性、取引先が当該プラットフォームへの依存度、潜在的利用可能なプラットフォームがあるか否か等を総合的に勘案して判断される。

4. 取引の制限¹⁸

プラットフォーム事業者が取引先に対し他のプラットフォームでの販売を制限する「二者択一」といった行為は、取引の制限として挙げられた。

取引を制限する方式について、以下の2点が挙げられた。

(1) 懲罰的な方式：店舗の遮蔽、検索の順位下げ、アクセス数の制限、技術による阻害、保証金の控除等。

¹³ 本ガイドライン第11条（四）

¹⁴ 本ガイドライン第11条（五）

¹⁵ 本ガイドライン第12条

¹⁶ 本ガイドライン第13条

¹⁷ 本ガイドライン第14条

¹⁸ 本ガイドライン第15条

(2) 奨励的な方式：割引、補助金、アクセスへの便宜を提供する等方式は、取引先、消費者又は社会に一定のメリットがあるかもしれないが、市場競争を排除又は制限することを証明できる場合、取引制限と見なされる可能性がある。

5. 商品の抱き合わせ販売、又は不合理な取引条件の付加¹⁹

ポップアップ等取引相手を選択、変更又は拒絶することのできない方式による商品の抱き合わせ販売、又は必須ではないユーザ情報の強制的な収集等は、禁止行為として挙げられた。

6. 差別待遇²⁰

ビッグデータやアルゴリズムに基づき、取引相手の支払能力、消費傾向又は利用習慣などにより差別的価格、差別的基準・規則、差別的支払条件と取引方式を行うことは、差別待遇の一つとして挙げられた。

エ 企業結合

本ガイドラインは、プラットフォーム経済分野における企業結合の届出基準、国務院独占禁止執行機関による主動的審査、勘案要素及び救済措置について、説明を行った。

プラットフォーム経済分野における売上高の計算方式は、業界の習慣、支払い条件、ビジネスモデル、プラットフォームの事業者の役割等により異なる。単なる情報マッチングによる手数料等で稼いでいるプラットフォームの事業者に対し、プラットフォームが受け取った手数料やその他の収入額により売上高を計算することができる。プラットフォーム事業者がプラットフォーム側の市場競争へ参入し、若しくは主導的役割を果たした場合、プラットフォームで発生した取引金額を計算することもできる²¹。

VIEスキームによる企業結合は、企業結合の審査対象になる²²。

届出基準を満たさない企業結合への審査について、企業結合の当事会社にベンチャー企業があり、又は無料か低価格による売上高が低いものの、関連市場の集中度が高く、かつ競争者が少ない場合、届出基準を満たさないにもかかわらず、市場競争を排除又は制限する恐れがある場合、国務院独占禁止執行機関はそれを審査することができる²³。

救済措置について、市場競争を排除又は制限する恐れのある企業結合に対し、国務院独占禁止執行機関は、以下の制限を付加することにより禁止しない可能性がある²⁴。

- 有形資産、知的財産、技術、データ等の無形資産、又は関連収益等を分割すること。
- ネットワーク、データ又はプラットフォーム等のインフラを開放し、核心的技術を利用許諾し、排他的合意を終了し、プラットフォーム規則又はアルゴリズムを修正し、互換性を承諾し、若しくは相互運用性を維持すること。
- 上述2点を組み合わせて運用すること。

¹⁹ 本ガイドライン第16条

²⁰ 本ガイドライン第17条

²¹ 本ガイドライン第18条

²² 本ガイドライン第18条

²³ 本ガイドライン第19条

²⁴ 本ガイドライン第21条

(2) 企業名称登記管理規定（改正）²⁵

国務院 2021年1月19日公布、2021年3月1日施行

① 背景

近年、中国社会経済の発展と政府の注力している商事制度改革の進展に伴い、中国における企業登記手続の繁雑化、企業名称選択への過度な制限、紛争解決制度の不完全といった課題が顕在化し具体的な取り組みを求める声が高まっている。

昨年12月、企業名称登記管理規定の改正法（以下「本改正法」という。）は国務院第118回常務会議で採決され、今年1月19日に公布され、同年3月1日に施行される。本改正法は、企業設立に向けたサービス向上や社会経済の秩序ある健全的な発展を図り、これまでの事前承認制を中心とした企業名称登記管理制度を自主申告制へ改めた。これにより、企業は使用予定の企業名称を自主的に調べたり選択したりすることが可能になる。本改正法では企業名称に関する基本要素や自主申告手続等のルールも規定している。

以下、本改正法の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 企業名称の事前承認制を自主申告制へ改め、企業名称登記手続を簡素化

本改正法において、申請者は企業名称申告システム又は企業登記機関のサービス窓口経由で関連情報や資料を提出し、使用予定の企業名称を検索、照会することにより適法な企業名称を選択することができるとされた²⁶。

イ 企業名称の保留期間を中国企業・外国企業を問わず2ヶ月に統一

本改正法において、企業名称の保留期間について、従来の事前単独申請が認可された後、中国企業の場合1年や外国企業の場合5年とされていた企業名称の保留期間は、中国企業・外国企業を問わず、2ヶ月間とされた²⁷。また、企業設立前に政府による許認可が必要となる場合、その企業名称を1年間保留するとされている。

ウ 企業名称に関する基本要素と構成規範

企業名称は、企業所在地の県レベル以上の行政区分名²⁸、2文字以上の漢字からなる商号²⁹、業界又は事業特徴、組織形態から構成される³⁰。

例外として、省、自治区、直轄市を跨ぐ事業展開する場合、企業名称には行政区分名を含めないことができ、また、業界を跨ぐ事業展開する場合、企業名称には業界又は事業特徴を含めないことができるとされた³¹。

²⁵ 「企業名称登記管理規定」

²⁶ 本改正法第16条第1項

²⁷ 本改正法第18条第1項

²⁸ 本改正法第7条。県レベル以上の行政区分とは、省（自治区、直轄市を含む）、地（市や州を含む）、県（市管轄の区を含む）のことをいう。

²⁹ 本改正法第8条第1項

³⁰ 本改正法第6条

³¹ 本改正法第6条

エ 外国投資企業名称、支店名称、グループ集団名称、投資関係のある企業名称の関連規範を明確化

- 外国投資家の商号を使用する外資独資又は持分を支配する外資投資企業の企業名称に、「(中国)」という文字を含めることができる³²。
- 分支機構の名称には、当該分支機構が属する企業の名称を冠し、「分公司」、「分廠」、「分店」等を付し、外国企業の分支機構は、その企業名称には当該企業の国籍や責任形式を明示しなければならない³³。
- 企業グループの名称は、支配株主企業の企業名称に使われた行政区分名、商号、業界又は事業特徴と一致し、支配株主企業は、その企業名称にあった組織形態の前に「集団」もしくは「(集団)」を加えることができる³⁴。
- 投資関係があり、もしくは利用許諾を受けた企業は、その企業名称には他の企業の名称又は他の法人、非法人組織の名称を含めることができる³⁵。

オ 事中・事後監督管理の強化

- 事中監督管理。企業登記機関は企業登記を行うにあたり、企業名称が関連規定に合致しないことが判明した場合、登記させないとともに書面による理由を提示する³⁶。
- 事後監督管理。企業登記機関は、登記済みの企業名称が関連規定に合致しないことを発見したとき、不適当な企業名称を遅滞なく是正しなければならない。他の企業又は個人は登記済みの企業名称が関連規定に合致しないと認識するときは、企業登記機関に是正を請求することができる³⁷。

カ 企業名称に関する紛争対処仕組みの強化

企業名称紛争解決にあたっての執行困難という課題に応じて、本改正法において、人民法院又は企業登記機関が企業名称の使用が停止すべきと判断した場合、企業は所定の期間内に企業名称の変更登記を行わなければならない。

企業名称を変更する前に、企業登記機関は統一社会信用コード³⁸をもってその企業名称を代替し、期限を過ぎて変更登記を行わない場合、企業登記機関は当該企業を経営異常リスト³⁹に加えると規定している⁴⁰。

³² 本改正法第 12 条第 3 項

³³ 本改正法第 13 条

³⁴ 本改正法第 14 条

³⁵ 本改正法第 15 条

³⁶ 本改正法第 20 条第 1 項

³⁷ 本改正法第 20 条第 2 項

³⁸ 統一社会信用コードとは、中国の企業登記機関で登記された法人や組織に付与された唯一不変の 18 桁からなる組織コードのことをいう。

³⁹ 経営異常リストとは、中国の企業信用情報公開システムで企業存続情報、連絡先情報、持分変更等の企業情報の公示義務に違反した場合、社会に対し公示される注意情報のことをいう。経営異常リストに登録された企業は政府調達、プロジェクト入札、荣誉称号の授与等において、制限又は禁止を受ける。

⁴⁰ 本改正法第 23 条第 2 項

(3) 中華人民共和国行政処罰法（改正）⁴¹

全国人民代表大会常務委員会 2021年1月22日公布、2021年7月15日施行

① 背景

中華人民共和国行政処罰法（以下「本法」という。）は1996年に制定され、2009年と2017年にそれぞれ一部内容に対し改正が行われた。今回の改正（以下「本改正法」という。）は、中国政府が近年注力している行政執行分野における改革の成果を法律として定着させ、行政処罰制度の進化を図ることを目的とし、本法が制定されてから24年を経過して、初めて抜本的な改正が行われることとなった。2021年1月22日に第十三回全国人民代表大会常務委員会第二十五回会議で採決され、2021年7月15日から施行される。

本改正法においては、「行政処罰」の定義を始めて明確にし、社会の発展に応じて行政処罰の種類を見直し、一部行政処罰権を末端の行政単位である郷、鎮、街道⁴²に与えることなどを通じて、行政処罰における公正の確保と効率の向上を図り、公民、法人又はその他組織の権利利益の保護に資するところが大きい。また、処罰と教育とを両立させ、社会における行政処罰制度への理解を広げていくためには、軽微な被害をもたらした初回の違法行為に対し、遅滞なく是正される場合、行政処罰を与えない等、より納得しやすい制度を打ち出した。

以下、本改正の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 行政処罰の種類追加

本改正法においては、通報批判、資格等級の降格、生産経営活動への制限、会社閉鎖の命令、業界への参入制限などが行政処罰として追加された⁴³。

イ 行政処罰を設定する権限の拡大。

本法現行の規定によれば、行政処罰を設定する権利は、効力の高い法律と行政法規のみに付与され、地方性法規で具体的な規定を定める必要がある場合、法律、行政法規が定めた行政処罰対象行為、種類及び幅の範囲内において定めなければならないとされている⁴⁴。

しかし、この規定は地方性法規への制限が必要以上に厳しく、地方の実情に応じた処罰を実施することに困難を与えていた。それに応じて、本改正法においては、法律、行政法規が違法行為に対し行政処罰の規定を定めない場合、地方性法規は法律、行政法規を実施するために、行政処罰を補足して設定できることを定めた⁴⁵。

⁴¹ 「中華人民共和国行政処罰法」

⁴² 中国の地方行政システムは、4層制の「省 - 地 - 県 - 郷」に序列化され、末端にある「郷」は「郷、鎮、街道」などを含む。

⁴³ 本改正法第9条

⁴⁴ 本法第11条

⁴⁵ 本改正法第12条第3項

また、地方政府による行政処罰の設定権の濫用を防ぐために、パブリックコメント、書面による説明義務なども規定している⁴⁶。

ウ 行政処罰権の行使主体の追加

本法現行の規定によれば、通常、県レベル以上の地方政府にのみ行政処罰権が与えられているが⁴⁷、県レベル以上の地方政府が管轄内の違法行為をすべて捕捉できるわけではなく、一方、末端にある行政機関が違法行為を発覚しても直接処罰することができないという問題が生じている。

このような問題を解決するために、本改正法においては、省、自治区、直轄市は実情に応じて、一部の行政処罰権を郷、鎮、街道に与えることができると規定した⁴⁸。この場合、関連政府機関による業務指導、執行検査及び政府機関間の協力体制の構築などが定められ⁴⁹、それにより、郷、鎮または街道の政府機関の執行能力の向上が図られている。

エ 処罰権の消滅時効の見直し

本法現行の規定によれば、違法行為が2年以内に発見されない場合、行政処罰権は消滅することとされている⁵⁰。しかし、違法行為の性質、危険性を問わず、一律に2年間の処罰権限が消滅することには、悪質な違法行為を防ぐという観点からは問題であった。本改正法において、現行の規定を踏まえつつ、人命・健康及び金融セキュリティに関わり、かつ被害をもたらした場合、処罰権の消滅時効を5年に延長するものとされた⁵¹。

オ 処罰を与えない事由の追加

本法現行の規定によれば、違法行為が軽微、かつ遅滞なく是正され、被害をもたらさなかった場合、行政処罰を与えないとされている⁵²。この点について、本改正法は、現行の規定を踏まえつつ、処罰を与えない事由として①軽微な被害をもたらした初回の違法行為に対し、遅滞なく是正された場合⁵³、及び②主観的過失のないことを十分に証明できる場合⁵⁴を追加した。

(李湏・中国法顧問)

⁴⁶ 本改正法第12条第3項

⁴⁷ 本法第20条

⁴⁸ 本改正法第24条第1項

⁴⁹ 本改正法第24条第3項

⁵⁰ 本法第29条

⁵¹ 本改正法第36条第1項

⁵² 本法第27条第2項

⁵³ 本改正法第33条第1項

⁵⁴ 本改正法第33条第2項

二. 連載 中国法実務のイロハ

第四弾：企業買収のイロハ（第1回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①（組織）
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②（許認可・環境）
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③（資産）
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④（人事労務）
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

今月号より第四弾として、9回にわたり「企業買収のイロハ」をお届けします。トピックは上記の表の通り仮定しておりますが、連載開始後の各種状況に照らして、トピックの変更、増減などがありうることを、予めご了承ください。

第1回 中国での企業買収の在り方

第四弾の第1回目は、総論として、当事務所が手掛け又は垣間見た各種の企業買収案件の経験に照らして、近時の動向や一般的な留意事項についてご紹介します。

Q4.1.1 中国での企業買収の近時の傾向

日本企業による中国での企業買収は、伝統的には、資力と技術力を有する日本企業が、生産能力や市場拡大のために、既存の中国企業の持分の全部又はマジョリティを取得することを目的とするのが主流であったといえます。

他方、近時では、成長性のある中国の新興企業との事業提携等のために、マイノリティ出資をするという例も増えております。これは、特に、中国市場で特異な発展を遂げている電子商取引やIT業界の分野でより多く見られる現象であるといえます。マイノリティ出資の場合には、対象会社への経営支配への関与は限定的になりますが、出資を通じて長期的な提携関係を樹立することや、株主の地位を取得し、また若干名の役員を送りこむことにより、対象会社の情報が得やすくなるメリットがあることから、特に提携関係の樹立により日本企業の本業にメリットをもたらす場面でよく用いられているといえます。

また、上記のような、当該対象会社をターゲットにした買収案件（マジョリティ、マイノリティを問わず）のほかに、日本企業が、他のグローバル企業を買収するに当たり、当該買収先の子会社等として中国法人が含まれているという例も、近時大変増えております。その場合には、作業が大掛かりになる反面、対象となる中国企業が、全体のグループの一部として取り扱われるため、DDに関する予算が不足していたり、十分な現地訪問の機会が得られなかったりという理由により、当該中国企業の状況（特に人的な関係性）を深く把握せずに、

グローバルでの買収が実施されて、買収後の経営管理の実施に困難をきたすという例も散見されますので、注意が必要です。

Q4.1.2 マジョリティを取得する場合の留意事項

マジョリティを取得する場合には、買収後、法的には、対象会社に対する資本多数決による支配権を取得します。

ただ、一般従業員はもちろんのこと、幹部従業員についても、買収前のメンバーにて続投ということが一般的といえます。既存事業の継続のためにはそれが最も効果的といえますが、買収後に日本から送り込める駐在員の数には限りがあり、また、中国国内に買収側の他の拠点があったとしても、中国国内の労働契約では通常勤務地が固定されており、会社側が希望する人材について、社命により転勤をさせることが必ずしも容易ではないことから、買収側のチームが乗り込んで、企業文化の統合を図ることが、日本国内よりさらに難しいということが言えます。

また、連結子会社として、グローバルで共通化したコンプライアンス体制その他、社内のルールやレポートラインを統一する必要がある場合に、既存のやり方を変更することに抵抗があったり、制度を作ってもうまく浸透しなかったりということも少なくありません。

マジョリティ取得の場合には、通常は、十分な DD を実施し、対象会社の経営陣と何度も協議を重ねたうえで買収を実施するため、事業上のミスマッチは少ないと思われるものの、元の経営陣の力をうまく取りこめずに、失敗に至る場合も少なくありません。そのため、DD の結果顕出されたリスクをつぶしていくだけでなく、買収後にどのように、買収側のグループの一員として取り込んでいくかをよく検討することが必要といえます。

Q4.1.3 マイノリティ出資の場合の留意事項

マイノリティ出資の場合には、交渉力が弱いことから、DD で発見された問題について、是正措置を要求できないことがあります。また、出資後の経営についても、マジョリティの意見が押し通されてしまう可能性が大きくなります。

そこで、出資の際の株主間契約等において、経営上の重要事項について、株主会、董事会における全会一致事項とするなどして、拒否権を確保するようにすべきといえます。

また、実際に多くの実務は、株主会、董事会といった議事機関の外で進行するため、副総経理などのポストを得て、人を送り込み、出資先の経営の動きをしっかりと把握できるようにする必要があります。

Q4.1.4 合併会社の相手方の持分の買い取りの場合の留意事項

既存の合併会社の相手方の持分を買い取るという形の買収事例も時々見られます。

この場合、新規の対象会社への出資とは異なり、当該合弁会社の経営事項については、既に熟知していることから、DDは実施せずに、買収を実施することが多いといえます。

ただ、典型的な中外合弁契約では、合弁会社の用地の取得、対行政折衝、ローカルスタッフの採用といった事項を中国側合弁当事者が担当するという約定になっていることがあり、日本側合弁当事者としては、それらの事項について、過去の経緯や詳細の状況について十分把握できていないことも少なくありません。それにもかかわらず、従前共同で経営していたことを理由に、クロージング条件を定めて問題点を是正したり、相手方に表明保証を求めたりという交渉がしにくいこともあります。

そのため、既存の子会社であるからとしてノーチェックで買収の交渉を進めることは望ましくなく、一定の調査は実施した上で、持分を買い取った後の経営に影響を及ぼす問題点がないかどうかを吟味する必要があるといえます。

Q4.1.5 買収の方法について

もっともオーソドックスな買収の方法は、持分の取得です。これには、既存の株主から持分譲渡を受ける方法と、対象会社に増資をする方法があり、また、持分譲渡と増資を併用することもあります。買収を契機にして、対象会社に対して新たに資金を入れる必要がある場合には、増資を行うこととなります。

日本では、ある会社の事業部門を買収する場合に、対象会社において会社分割を行ってから分割後の会社の株式を取得するという手法がよく見られます。中国の会社法にも会社分割という制度は存在し、大型の国有企業などでは時々実施されていますが、中国の民間企業の買収の場面ではあまり見られません。これは、中国では日本と比べると、事業所ごとに独立の法人として経営されることが多いために、会社分割が必要な場面がもともと少ないこと、また、会社分割に関する会社法の条文もわずか2条しかなく、その要件や効果が必ずしも明確でないことから、実務家もその取扱いに慣れていないことも、その理由であると思われます。事業部門の買収の場合には、事業譲渡の形がとられることが多いといえます。

なお、買収した会社を吸収合併することについてもその件数は少なく、買収された会社の法人格が維持されることが多いといえます。

Q4.1.6 事業譲渡による買収の留意事項

中国法実務においては、「事業譲渡」という言い方ではなく、通常「資産譲渡」として事業譲渡が行われます。譲渡対象となる資産には、建物、機械設備、原材料、商品等の有形資産のほか、従業員、取引先、知的財産権等の無形資産が含まれます。

買収対象会社の一部の事業だけを取得したい場合や、過去の債務やリスクが過大であり、それらを切り離したい場合に、事業譲渡による買収が行われることがあります。

日本企業が中国企業の事業譲渡を受ける場合、直接対象資産を日本企業に帰属させることができないため、まず、日本企業により現地法人を設立し、その現地法人を受け皿として、中国企業から事業譲渡を受けることとなります。

現地法人の設立には、それ自体一定の時間がかかるほか、例えば、対象事業が複数の拠点で行われており、従業員もそれぞれの拠点にいる場合には、譲受側の現地法人においても、それぞれの拠点に対応する受け皿を準備する必要があります。特に、勤務地における社会保険の支払いのために当該拠点に分公司を設立する必要がある場合も多いため、受け皿づくりに必要な事項と時間を確保しておく必要があります。

また、各種許認可については、そのまま譲渡することができず、譲受側の現地法人にて新規の取得が必要となります。

そのため、事業譲渡による買収の場合は、持分譲渡による買収の場合と比べてより綿密なスケジュールを組んで、事業の中断等のトラブルを生じないように、細心の注意を払って実施する必要があります。

Q4.1.7 分公司や代表処の取扱いについて

分公司や代表処といった独立の法人格がない拠点については、それらを直接買収することはできません。

対象会社である中国法人の分公司は、当該対象会社の持分を譲り受ければ、自動的に買収後の対象会社の一部として移ってきます。ある分公司だけを買収したい場合には、買収側の受け皿となる現地法人又は分公司を準備して、そこに、事業譲渡することとなります。

代表処は、外国法人の駐在員事務所であるため、当該外国法人を買収した場合には、その一部として移ってきます。買収により当該外国法人の社名が変わった場合には、当該代表処について名称変更の登記を行うこととなります。なお、日本側で合併や会社分割があった場合の中国における代表処の取扱いについては注意が必要です。存続会社における代表処は引き続き存続する（必要に応じて名称を変更する）ことで足りませんが、例えば、新設分割により設立された会社に、分割前の会社の代表処を移したい場合には、社名変更という手続ではなく、新会社の代表処を改めて設立し、分割前の会社の代表処は閉鎖するというステップを踏むことが必要になる場合があります⁵⁵。

Q4.1.8 買収先の会社の中国拠点の場合

日本やその他の国の会社を買収する場合に、その子会社として中国拠点が存在するという例が少なくありません。そのような場合には、当該子会社たる中国拠点も DD の対象とし、か

⁵⁵ その場合、外国企業常駐代表機構管理条例第 23 条第 1 項第 2 号により、外国企業が設立後 2 年以上経過していることが要件となるため、新設分割により設立された会社が形式的に当該要件を満たさなくなるという点に留意が必要です。

つ、クロージング条件等の取引条件についても、当該中国拠点を個別に取り上げる必要が生じることが一般的です。

親会社全体を買収する場合には、その中国子会社は親会社についてくるため、中国子会社自体の持分譲渡という問題は生じません。ただ、中国子会社において役員等変更の登記を行い、また、最終支配者の変更に伴う外商投資情報報告を行う必要が生じます。中国子会社の社名変更を行う場合、第一希望の社名の使用が認められず、使用可能な社名を確定するまで、手続に時間が掛かる可能性があることに注意が必要です。

当該中国拠点が、親会社の一部の事業部門に所属し、親会社の当該事業部門を会社分割等の方法を経て買収する場合においては、当該中国拠点において株主の変更が生じます。親会社に会社分割が生じたことを原因とする株主の変更は、当該中国拠点において登記変更手続が可能ですが、日本側で会社分割後に発行された現在事項全部証明書並びに会社分割の実施を基礎づける書面（例：新設分割計画及びそれを承認する株主総会決議）を公証・認証・翻訳してから中国の登記機関に提出する必要があります。そのため、そのまま実施する場合には、中国でのクロージングが日本でのクロージングよりも相当期間遅れるという問題も生じますますので、注意が必要です。

Q4.1.9 外資規制がある業種の企業の買収の場合

外商投資ネガティブリストに記載される業種⁵⁶の企業の買収の場合、外商投資法の施行（2020年1月1日）以前においては、商務部門における審査認可制度がとられていましたが、外商投資法により廃止されました。そのため、ネガティブリストによる規制業種でも、それ以外の企業の買収と同様、登記機関にて直接株主等の変更登記を行えば足りるものの、ネガティブリストによる規制条件に反する場合には、是正を命じられることになるため、買収対象会社にネガティブリストによる規制を受ける業種を含むかどうかについては、確認しておく必要があります。

実務上は、情報通信や出版関係などの外資参入の禁止又は実質的に厳しい規制がある業界については、直接買収を行わず、いわゆる VIE スキームを組むなどして、規制を回避するケースが多いと思われます。

他方、中外合弁であることを条件としている市場調査業などにおいては、中国の出資者を残す又は新たに招き入れる等の形を取りながら買収することが多いといえます。

Q4.1.10 オフショア経由の買収の場合

外国企業が中国に投資して会社を設立する場合、当該外国企業からの直接投資という方法のほかに、まず、香港、シンガポールなどに持株会社を作り、そこからの投資とすることが

⁵⁶ 現行のネガティブリストは、本稿 2020年6月号をご参照。なお、禁止類については、投資は認められず、制限類については、ネガティブリストの条件に従う必要があります（外商投資法第28条）。

よく行われています⁵⁷。また、中国企業についても、節税、海外での資金調達、その他の目的（VIEスキームを組むこと等）で、香港等のオフショアに持株会社を作るケースもあります。

この場合、オフショアの法人の株式（持分）を買収することにより、間接的に事業会社である中国本土の会社の買収を行うことができます。

特に、中国企業の持分を中国の法人又は個人から譲り受ける場合の手続的負担（銀行手続や税務手続）を回避するためには、オフショアでのクロージングが便利な場面もあります。また、準拠法や紛争解決条項を、香港やシンガポールとして、英語で契約を結ぶことで、安心を得たいと思う外国企業もあるものと思います。さらに、中国からの撤退が一般に困難であるとのイメージから、オフショアでの投資とすることでエグジットを容易にすると考えられている向きもあります。

ただ、Q4.1.8で述べたのと同様に、当該中国企業において役員等変更の登記を行い、最終支配者の変更に伴う外商投資情報報告を行う必要は依然として存在します。

また、オフショア法人の維持管理コストのほか、例えば中国本土では、変更登記に対する登録免許税のような費用はかからないものの、香港では取引価格に応じた stamp duty を取られることから、オフショア経由の取引の方が取引コストは高くなります。

さらに、マイノリティ出資の場合には、中国企業への直接の出資であれば、株主として直接当該中国企業的意思決定に関与できるのに対して、オフショアでのマイノリティ株主ではない場合、中国企業的意思決定はおろか株主としての知る権利の行使もできないことになるため⁵⁸、その点でも必ずしもオフショア経由の買収が有利とは一概には言えません。

（山根基宏・弁護士）

⁵⁷ アジア地区の統括会社を香港やシンガポールに置くという場合のほか、持ち株のためだけのペーパーカンパニーを置くという場合もみられます。香港の場合には、中国からの配当課税への優遇措置や、一部の業種に対する外資規制緩和という観点から香港経由の投資とすることも見られます。

⁵⁸ 契約で中国企業の役員の席を確保し、情報提供義務を課すということで実務上は対応がなされていますが、それはあくまで契約上の権利に過ぎず、中国企業の株主権を取得するのと比べて保護が弱くなることは否めません。

三. 中国法務の現場より

1. 牛年春節の過ごし方

春節は中国人にとって最も重要な祝日である。そして、今年は、牛年という中国では縁起のよい年であることもあり、新型コロナウイルスの流行を抑えた牛年の春節を迎えることが非常に期待されていた。しかし、実際にはコロナ禍が続き、多くの人達が故郷に帰ることができないまま、家族と一緒に春節を過ごすことができなかった。

通常、大晦日（2月11日）から元宵節（2月26日）の間に、故郷に帰省し、家族団欒で過ごす慣習があるため、1月末からの40日間で延べ17億人が移動することが予測された。そこで、帰省ラッシュによる新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、政府は、都会に出稼ぎしている人達に対して帰省しないで春節を過ごすことを呼びかけ、各地方政府は帰省しない人に対して報奨金や特典等奨励策を提供した。北京市では、2月4日から2月26日の間で18日間以上勤務している家事系サービス従事者に対して、一人400人民元までの奨励金を支払うよう奨励策が出された。

北京においては春節期間中、中国語で「庙会」という特別なお祭りが開催されてきたが⁵⁹、2020年、2021年は新型コロナウイルス流行の影響で開催されていない。人が集まるような行事は依然として開催することができないが、北京で春節を過ごす人達を癒すため、北京の各公園は無料で開放された。統計によると、春節の7日間で北京の各観光地や施設を利用した観光客は合計781万人に達し、2020年の3.7倍となり、新型コロナウイルス発生前の2019年春節の83.8%に戻った。王府井（62.4万人）、前門（62.4万人）、天壇公園（24.87万人）、頤和園（20.43万人）、故宮（17.3万人）などが、人気の集まった観光地であった。

映画館は室内娯楽施設として、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、接客比率を50%まで抑えられなければならない状況が続いているが、今年の春節中の映画興行収入は75.44億元となり、2019年の同時期の59.05億元という記録を更新した。中でも、喜劇映画「你好，李焕英」と探偵系映画「唐人街探案3」という二つの映画が興行収入の八割を占めた。



飲食業については、新型コロナウイルスの流行の影響で重大な打撃を受けている。そのような状況を改善する為、各飲食業者は新しい対策を打ち出した。

Hiltonは、料理人が食材を持って、顧客の家で年越しの料理を調理するようなサービスを提供した。また、著名な火鍋専門店である「海底撈（ハイディラオ）」では、「クラウド団欒宴会」サービスを提供した。HUAWEIのクラウド

⁵⁹ 「庙会」とは、日本の縁日や神社の祭りのようなイベントで、春節の間、各公園やお寺などで行われている。縁起物や売店、人気の食べ物を売る店、射的のようなゲームの店、京劇などを見せる舞台などがある。



ビデオ会議システムを利用し、「海底撈（ハイデイヤオ）」の各地での 57 店舗で、ビデオ会議という形で、遠方にいる家族や友人と一緒に火鍋を食べるといった体験をすることができる。

その他、春節期間中、北京の現地及び周辺の日帰り旅行が人気を博した。北京周辺にある農村の民宿における春節期間中の稼働率は 85% に達した。高級ホテルの予約量は、昨年比で 160% 増加したとのことである。

今年の春節は、昨年から続く新型コロナウイルスの感染の影響により様々な変化が見られた。今後も新型コロナウイルスと共存していくことが想定されることから、今後も新しい消費モデルが生み出されていくことが想像される。

（呉秀穎・中国法顧問）

2. 現場対応の醍醐味

世界中が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、移動の自由が大きく制約を受けてから約 1 年が経過した。

多数の地点にいる参加者が同時に会議に参加できる電話会議やウェブ会議のシステムは、それ以前から存在していたものの、この 1 年で、あっという間に、対面会議を凌駕する存在にまでなった。そのような中、リモートワークが全盛となり、大多数の DD や契約交渉もオンラインにとって代われつつある。気軽に低コストでいつでも関係者が集まって会議ができるというのは、確かに、メールや 1 対 1 の電話によるコミュニケーションと比べればはるかに効率的であり、その効用は計り知れないものがある。

そんな中で、中国国内に限って移動の自由がほぼ正常化し、様々な現場対応が復活している。

本年は年明けより久しぶりのオンサイト DD でスタートした。丸々 3 日間、対象会社の経営者と対面することで、それまで何度も行ったウェブ会議では全く分からなかった核心に迫ることができた。違法を承知で行っている事項について、中国人経営者が QA シートに丁寧な回答を書くという例は見たことがない。資料に出てきた疑問点はウェブ会議のインタビューでつぶすことはできるが、資料にも出てこない問題点は、現場で工場を一緒に歩き、食事を共にして、初めて語られるものも少なくない。また、クライアント担当者と DD の時間を共にすることで、問題点の解決策や事業計画についてもより良いアイデアが浮かぶはずである。

この過程を経ることにより、血と肉の通った DD レポートを作成し、その後、当初計画した取引を実施する場合はもとより、実施しない場合でも、Plan B の提案において、現地調査を経て両当事者の立ち位置の把握ができていくことは大きく役立つ。

別件の合弁会社経営をめぐる紛争案件では、1年数か月前の対面交渉以来、交流が途絶えたために、先方がしびれを切らして株主代表訴訟を提起する旨の警告書を送りつけてきた。双方の主張の隔たりが多い中で、メールやレターの応酬をしては、そのまま訴訟提起がなされるリスクがあったため、急遽、他省にいる中国側当事者とその代理人弁護士を当事務所に招いて、当職らと、クライアント現地法人のスタッフで対面交流をし、かつ、ウェブ会議で日本のクライアント代表者をつないで、真摯な交渉をしたところ、ようやく和解に至り、数年間続いた紛争に終止符が打たれた。その前後には、日本側とのウェブ会議、中国側とのWeChat会議を何度も入れることで流動的な事項についてもその都度迅速な調整ができた。これは、対面会議という現場対応を中核に据えつつ、必要な根回しやフォローはオンラインでやるという、リアルとオンラインのハイブリッドといえる。

上記のような、今年に入ってから対応した2件の大型案件により、現場主義とオンラインの双方の良いところをうまく取り入れることの重要性を再認識した。

今後も、上海の現場におけるプレゼンスを生かして、中国に渡航が困難である皆様のために、少しでもお役に立てれば幸いである。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2021年2月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年3月22日